チ 約十三〇十二
リ 約三〇五　哥前六〇十一　哥五〇廿六　十〇廿二　多三〇五　來十二〇
ヌ 約十五〇三
ル 約六〇六十四
ヲ 太廿三〇八、十　路六〇四　十六　哥前八〇六、十二〇　三　腓二〇十一
ワ 路廿二〇廿七
カ 羅十二〇十　加六〇一、二
ヨ 太十一〇廿九　腓二〇五　約前二〇廿一　約壹二〇六
タ 太十〇廿四　路六〇四十
レ 雅一〇廿五　約十五〇廿五
ソ 詩四十一〇九　太廿六〇廿三　約十三〇廿一
ツ 約十四〇廿九、十六〇四　子太十四〇十、廿五〇四十　路十四〇十六　ナ 太廿六〇十一　八　路廿二〇廿一　ラ 約十二〇廿七
ム 徒一〇十七　約壹二〇十九
ウ 約十九〇廿六、廿二〇廿一　一〇七、廿、廿四
井 路廿二〇三　約六〇七十

ス答て曰けるい我爲ことを爾いま知ぞ後これを知べし　八ペテロ彼に曰けるい爾斷て我足を濯べからずイエス答けるい若われ爾を濯ずば爾い我と干渉おし　九シモンペテロ彼に曰けるい主よ止に我足のみおらず手と首をも濯たまへ　十イエス曰けるい濯たる者い足のほか濯ふに及ず然して全く潔し爾曹い潔し然ども盡くい潔者に非ず　十一此いイエス己を賣んとする者の誰なるを知ゆゑに盡くい潔者に非ずと曰るなり　十二彼等の足を濯し後りの上衣を取また坐て彼等に曰けるい我おんぢらに行し事を知か　十三爾曹われを師と呼また主と呼おんぢらの言ところい宜われい誠わ是おり　十四我い爾曹の師また主おるに尙おんぢらの足を濯ふ爾曹も亦たがひわ足を濯ふべし　十五我おんぢらに例を示せり此い我なんぢらに行し如く爾曹にも行しめんが爲なり　十六われ誠に實に爾曹に告ん僕い其主より大おらず又使者い之を遣す者より大おらず　十七爾曹もし之を知て此の如く行ば福なり　十八我いひし所い爾曹を凡て指るに非ず我い我選し者を知る然れども聖書に我と偕に食する者われに背て踵を擧じと錄されしに應せん爲おり　十九うの事の至らん時なんぢら我を信じてキリストとせん爲に其事の至さる今より之を爾曹わ告　二十誠に實に爾曹に告ん我遣す者を接るい我を接るなり我を接るい我を遣し〻者を接るなり　二十一イエス此事を言て心に憂ひ證して曰けるい誠に實に爾曹に告ん一人なんぢらの中に我を賣者あり　二十二弟子たち互に面を觀あはせ誰を指て言るなる乎と疑ふ　二十三イエスの愛する一人の弟子イエスの懷に倚てありしが　二十四シモンペテロ此い誰を指て言るなる乎を問しめんと首をもて示せり　二十五イエスの懷に倚て在し者イエスに曰けるい主よ誰なるか　二十六イエス答けるい我一撮の食物に物を濡て予る人い其なりとて遂に一撮の食物に物を濡てシモンの子イスカリヲテのユダに予ふ　二十七彼ごの一撮の物を受し其時サタン彼に入り是に於てイエス彼に曰けるい爾ごの爲んとする事い速かに爲せ　二十八彼に

ノ 約十二〇六
オ 約十二〇廿三
ク 約十四〇十三　哥前四〇十一
ヤ 約十七〇一、四、五、六
マ 約十二〇廿三
ケ 約七〇卅四、八〇廿一
フ 利十九〇十八、約十五〇十二、十七　哥五〇二　撒前四〇九　雅一〇八　撒前一〇廿二　約壹二〇七、八、三〇十一、廿三、四〇廿一
コ 約壹二〇五、四〇廿
エ 約廿一〇十八　彼後一〇十四
テ 太廿六〇卅三、卅四、卅五　可十四〇廿九、卅、卅一　路廿二〇卅三、卅四
イ 約十四〇廿七、十六〇廿二、廿三
ロ 約十三〇卅三、卅六
ハ 約十四〇十八、廿八　徒一〇十一
ニ 約十二〇廿六、十七〇廿四　哥前四〇十七
ホ 來九〇八
ヘ 約一〇十七、八〇卅二
ト 約一〇四十一、一〇廿五
チ 約十〇九
リ 約八〇十九
ヌ 約十二〇四十五　四一〇十五　來一〇三

何故に如此いひしかを同に席に在者どもの中に之る者あらざりき　二十九或人ユダい金囊を職れる故イエス彼をして節筵について用べき物を市しむるならんか亦い貧者に施さしむるならんと意り　三十偖かれい一撮の食物を受て直に出たり時い既に夜なりき　三十一彼の出し後イエス曰けるい今人の子榮をうく神また彼に因て榮を受るなり　三十二神もし彼に因て榮を受る時い神も亦みづからの榮の中に彼を榮しむ直に彼を榮しめん　三十三小子よ我なほ片時なんぢらと偕にあり爾曹われを尋ん我ゆく所に爾曹い至ること能じ前に之をユダヤ人にいふ今また之を爾曹に告　三十四われ新き誡を爾曹に予ふ即ち爾曹相愛すべしとの是なり我なんぢらを愛する如く爾曹も相愛すべし　三十五爾曹もし相愛せば之に因て人々爾曹の我弟子なることを知べし　三十六シモンペテロ彼に曰けるい主いづこへ往給ふやイエス彼に答へけるい我往ところへ爾いま從ふこと能ず後われに從はん　三十七ペテロ彼に曰けるい主よ何故に今なんぢに從ふこと能ざるか我い爾の爲に我命を捐ん　三十八イエス彼に答けるい爾命を我ため捐るや誠に實に爾に告ん鷄なかざる前に爾三次われを識ずと言ん

第十四章

なんぢら心に憂ることなかれ神を信じ亦われを信ずべし　二わゞ父の家にい第宅おほし然ずば我預て爾曹に之を告ずやなり我なんぢらの爲に所を備に往　三もし往て我なんぢらの爲に所を備ば又きたりて爾曹を我に納べし我をる所に爾曹をも居しめんとて也　四爾曹わが往所を知また其途を知　五トマス曰けるい主よ我儕なんぢの往所を知ず何にして其途を知んや　六イエス彼に曰けるい我い途なり眞なり生命なり人もし我に由ざれば父の所わ往こと能ず　七若なんぢら我を識ば我父をも識べし今より爾曹かれを識なり已に爾曹彼を見たり　八ピリポ彼に曰けるい主よ我儕に父を示し給へ然ば足り　九イエス彼に曰けるいピリポ我かく久く爾曹と偕に在しに未だ我を識ざるか我を見し者い父を見しなり何ぞ父を我儕に示せと

ル 約十四〇廿、十〇廿八、十七〇廿一、廿三
チ 約五〇十九、〇十六、八〇廿八、十二〇四十九
リ 約五〇廿六、十〇廿八
カ 太廿一〇廿一、可十六〇十七、路十〇十七
ヨ 太七〇七、廿一〇廿二、可十一〇廿四、路十一〇九、約十五〇七、十六、十七〇、廿三、廿四、雅一〇五、約壹三〇廿二、五〇十四
タ 約十四〇廿一、廿三、十五〇十、約十四、約壹五〇三
レ 約十五〇廿六、十六〇七
ソ 約十五〇廿六、十六〇十三
ツ 哥前四〇六、哥前二〇十四、約壹二〇廿七
子 約壹二〇廿七
ナ 太廿八〇廿
ラ 約十四〇三、十八
ム 約十六〇十六
ウ 哥前十五〇十
非 約十四〇十、十〇廿八、十七〇廿一、廿三〇廿六
ノ 約十四〇十五、十、廿三、約壹二〇五、五〇三
オ 路六〇十六
ク 約十四〇十五
ヤ 約壹二〇廿四、默三〇廿
マ 約十四〇十五〇十九、廿八、廿一、十六、八〇廿八、十二〇四十九
ケ 約十四〇十六、路廿四〇四十九、約十五〇廿六、十七
フ 約二〇廿二、十二〇十六、十六〇十三、約壹二〇廿、廿七、十六〇十三
コ 腓四〇七、西三〇十五
エ 約壹四〇一
テ 約十四〇三、十八
ア 約十四〇十二、十六〇十六、廿〇十七
サ 約五〇十八、十〇廿、腓二六、廿〇六

言や　十　われ父にをり父の我に在ことを信ぜざる乎われ爾曹に語し言い自ら語しに非ず我にをる父ろの行をなせる也　十一　我い父にをり父われに在と我つげし言を信ぜよ若信ぜずば我事に因て之を信ずべし　十二　誠ゐ誠ゐ我を信ずる者い我行ところの事を行ん且此より大なる事を行べし蓋われ我父へ往ゑなり　十三　實に爾曹ゐ告ん爾曹すべて我名ゐ託て求ふ所のことい我すべて之を行ん父の榮の子に因て顯れんが爲なり　十四　若なんぢら何事にても我名ゐ託て求ゑば我これを行ん　十五　若なんぢら我を愛するならば我誡を守れ　十六　われ父ゐ求んなんぢらを捨て孤子とせず再なんぢらに就ん　十七　暫せば世われを見ることなし然ど爾曹い我を見なり　十八　我なんぢらを捨て孤子とせず再なんぢらに就ん　十九　暫せば世われを見ることなし然ど爾曹い我を見われ生れば爾曹も生ん　二十　ろの日に爾曹われ吾父ゐ在なんぢら我ゐ在われ爾曹に在ことを知べし　二十一　我誡を有ちて之を守る者い即ち我を愛するなり我を愛する者い我父に愛せらる我も亦これを愛して彼に自己を示すべし　二十二　イエス答て彼ゐ曰けるい若人われを愛せば我言を守ん且わが父い之を愛せん我儕きたりて彼と偕ゐ住べし　二十三　我を愛せざる者い我言を守らず爾曹の聞ところの言い我言ゐ非ず我を遣しゝ父の言なり　二十四　われ爾曹と偕ゐ在て此等のことを爾曹ゐ語ぬ　二十五　わが名ゐ託て父の遣さんとする訓導師すゐぢ聖靈い衆理を爾曹ゐ教へ亦わが凡て爾曹ゐ言しことを爾曹ゐ憶起さしむべし　二十六　われ平安を爾曹に遺す我平安を爾曹に予ふ我あたふる所い世の予る所の如きに非ず爾曹心ゐ憂る勿れ又懼るゝ勿れ　二十七　我ゆきて復なんぢらに來らんと我曰し言を爾曹きけり若われを愛せば父に往と我いへる言を爾曹喜ぶ可なり蓋わが父い我より大なれば也　二十八　事いまだ成ず我まづ爾曹につぐ事成んときゐ爾曹これを信ずべき爲なり　二十九　此後われ多の言をもて爾曹ゐ語ん蓋この世の主たる故なり彼われに與ることゐし　三十　然と我これを爲い我の父を愛し且ろの命ぜしことゐ遵ひて行ふことを世に知しめんが爲なり起よ我儕こゝを去べし

第十五章　我い眞の葡萄樹わが父い農夫なり　二　我に在て凡て實を結ざる枝い父これを剪除すべて實をむすぶ枝い之を潔す蓋ゆえ繁く實を結ぶしめん爲なり　三　今なんぢら我曰し言ゐよりて潔なれり　四　爾曹われに居さらば我また爾曹ゐ居ん枝もし葡萄樹に連らざれば自ら實を結ぶこと能ず爾曹も我ゐ連らざれば亦此の如ならん　五　我い葡萄樹なんぢらい其枝なり人もし我に居われ亦かれに居ば多の實を結ぶべし蓋もし爾曹われを離るゝ時い何事をも行能ざれた也　六　人もし我ゐ居ざれば離たる枝の如く外ゐ棄られて枯るなり人これを集め火に投入て焚べし　七　爾曹もし我に居また我いひし言なんぢらに居ば凡て欲ふところ求に從ひて予らるべし　八　爾曹ゐほくの實を結ぶ我父これに由て榮をうく然ば爾曹わが弟子なり　九　父の我を愛し給ふ如く我なんぢらを愛す爾曹わが愛にをれ　十　若なんぢら我誡を守ば我愛に居ん我わが父の誡を守て其愛に居が如し　十一　我この事を爾曹に語るい我が喜なんぢらに在て爾曹の喜を盈しめんが爲なり　十二　我なんぢらを愛する如く爾曹も亦たがひに愛すべし是わが誡なり　十三　人ろの友の爲に己の命を捐るい此より大なる愛いなし　十四　凡て我なんぢらに命ずる所の事を行はゞ則ち我友なり　十五　今より後われ爾曹を僕と稱ず蓋僕い其主の行ことを知ざれどなり我さきに爾曹を友と呼り我なんぢらに我父より聞し所のことを盡く告しに緣　十六　なんぢら我を選ず我なんぢらを選べり且爾曹をして往て實を結せ其實を存しめんが爲また爾曹の凡て我名ゐ託て父に求ふ所の者を彼をして爾曹に賜らせんが爲に我なんぢらを立たり　十七　なん

キ 約十三〇十九、十六〇四
ユ 約十二〇廿一、十六〇十一、
メ 約十〇十八、腓二〇八、來五〇八
イ 太十五〇十三
ロ 約十三〇十、十三〇十七、啓五〇廿六、彼前一〇廿二
ハ 西一〇廿三、すゑ二〇六
ニ 何十四〇八、腓一〇十一、四〇十三
ホ 徒四〇十二、太三〇十七〇十九
ヘ 徒四〇十一
ト 約十五、十六、十四〇十三、十四、十六〇廿三
チ 太五〇十六、腓一〇十一
リ 約八〇廿一、十三〇廿五
ヌ 約十四〇十五、廿一〇廿三
ル 約十六〇廿四、十七〇十三、約壹二〇四
チ 約十三〇廿四、激創四〇二、約新四〇八、一四〇廿一
リ 約十〇十二、十五、羅五〇七、八、啓五〇二、約壹三〇十六
カ 約十四〇十五、十三、太十二〇五十
ヨ 創十八〇十七、約十七〇廿六、徒廿〇十七
タ 約六〇七、十、十三〇十八
レ 約壹四〇十、十九
ソ 約十五〇七、十四〇十三、太廿八、十五〇十九、可十六〇廿五、四一〇六
ツ 約十五〇十、十六、十四〇十、約壹四〇十、十九
子 約壹四〇七、十三〇十八
ナ 約十五〇十六、約壹四〇十、十九
ラ 太五〇十六、腓一〇十一
ム 約八〇廿一、十三〇廿五
ウ 約十四〇十、十七
非 約壹四〇十、十七
ノ 約壹四〇十、十七
オ 約壹四〇十、十七
ク 約壹四〇十、十七
ヤ 約壹四〇十、十七
マ 約壹四〇十、十七
ケ 約壹四〇十、十七
フ 約壹四〇十、十七
コ 約壹四〇十、十七
エ 約壹四〇十、十七
テ 約壹四〇十、十七
ア 約壹四〇十、十七
サ 約壹四〇十、十七

ぢち互ひ愛せんがため我これを命ず　十八　世もし爾曹を惡ときい爾曹よりも先に我を惡と知　爾曹もし世の
屬ならば世い己の屬を愛すべし然ど爾曹い世の屬ならず我なんぢらを世より選たり之ゐ因て世なんぢら
を惡む　二十　僕い其主より大ならずと我なんぢらに曰し言を心に記よ人もし我を窘迫ば爾曹をも窘迫もし我
言を守ば爾曹の言をも守るべし　二一　然ど彼等い我を遣し〻者を識ざるに因わが名の故をもて此等の事を爾
曹ゐ加べし　二二　我もし來て語ざりしならば彼等罪なからん然ど今其罪いひひらく可やうなし　二三　我を惡む
者い亦わが父をも惡なり　二四　我もし他の人の行ざりし事を彼等の中ゐ行はざりしならば彼等罪なからん然
ど我と吾父とを已に見かつ之を惡めり　二五　此の如い彼等の律法に故なくして我を惡めりと錄し言ゐ應せん
爲なり　二六　われ訓慰師を父より遣らん即ち父より出る眞理の靈なり其きたる時わが爲ゐ證をなすべし　二七　爾
曹も亦われと偕に始より在しに因て證を作べし

第十七章　われ此等の言を爾曹に語れるい爾曹の礙かざらん爲なり　二　衆人なんぢらを會堂より黜くべし
且すべて爾曹を殺す者をづから神ゐ事ると意ふ時至らん　三　此等の事を爾曹ゐ行い父と我とを識ざるゑ故
なり　四　我これを爾曹に語れるい時いたりて我これを言し事を爾曹の憶起ん爲なり曩ゐ之を爾曹に語ざり
しい我なんぢらと偕ゐ在たれば也　五　我いま我を遣し〻者ゐ往んとす然ど爾曹の中われゐ何處へ往と問る
者なく　六　反て我この事を言しに因て憂なんぢらの心に盈り　七　われ眞を爾曹ゐ告ん我往い爾曹の益なり若
ゆかずば訓慰師なんぢらに來じ若ゆかば彼を爾曹ゐ遣らん　八　かれ來らんとき罪ゐつき義につき審判につ
き世をして罪ありと曉しめん　九　罪ゐ就てと云るい我を信ぜざるゐ因てなり　十　義ゐ就てと云るい我わが父
へ往ゐよりて爾曹ゐた我を見ざれば也　十一　審判ゐ就てと云るい斯世の主審判を受れゑなり　十二　我なほ爾曹ゐ

ツ 約十五〇十二　子 約壹三〇一、十三
ナ 約壹四〇五
ラ 約十七〇十四
ム 太十〇廿四、路六〇四十
ウ 約十三〇十六　猶三、七
井 太十〇廿二、廿四〇九、約十六、三
ノ 約九〇四十一
オ 羅一〇廿　雅四〇十七
ク 約壹二〇廿三
ヤ 約二〇二、七〇廿一、九〇廿二
マ 詩卅五〇十九、六十九〇四　路廿四〇十九、約十四〇七七廿六、十六〇七十三
ケ 約壹九〇廿三
フ 約壹一〇二　約壹一〇一、二
コ 路一〇二　路廿四〇十八　徒一〇八、廿一、〇廿二、三〇十五四〇廿、十二〇
エ 路廿四〇十八　徒一〇三、廿三、五
イ 太十一〇六、廿四〇十七、廿一、彼前五〇一　彼後一〇十六
ロ 約九〇廿二、廿四、十二〇
ハ 徒八〇一、九〇二、廿六〇
ニ 約十五〇十一　羅十〇二
ホ 約十三〇十九、十四〇廿九
ヘ 太九〇十五
ト 約十六〇十、十六、七〇廿三、十四、廿八
チ 約十六〇廿二、十四〇一
リ 約七〇廿九、十四〇十六、廿六、十五〇廿六
ヌ 徒二〇廿三　啟四〇八
ル 徒二〇廿二　廿七
ヲ 約三〇十四、五〇廿二
カ 徒廿六〇十八
ワ 約三〇十四、十二〇廿一
ヨ 啟二〇二　西二〇十五　來二〇十四

タ 可四〇廿三　哥前三〇二
レ 約十四〇十二、十五〇廿六、廿七
ソ 約十四〇廿六　約壹二〇廿七
ツ 太十一〇廿七　約二〇廿五、十七、十七〇十
子 約十六〇十、七〇廿三、十三〇廿三、十四〇十九
ナ 約十六〇廿八、十三〇三
ラ 賽廿六〇十七
ム 約十六〇六
ウ 路廿四〇四十一、五十二　約十四〇一、廿七、十〇廿　徒二〇四十六、十三〇五十二　彼前一〇八
井 太七〇七　約十四〇十三、十五〇十六
ノ 約十五〇十一
オ 約十六〇廿三
ク 約十四〇十一、廿三
ヤ 約十六〇廿三、三〇十三、十七〇八
マ 約十三〇三
ケ 約廿一〇十七
フ 約十六〇廿七、十七〇八

多く語る可こと有ども今なんぢら曉ことを得ず　十三　然ど彼すなはち眞理の靈の來らんとき爾曹を導きて凡
の眞理を知しむべし蓋かれ己ゐ由て語ゐ非ず其聞し所の事を爾曹ゐ言また來らんとする事を爾曹ゐ示す
べけを也　十四　彼わが榮を顯さん蓋わが屬を受て爾曹に示せを也　十五　凡て父の有給ふものい我屬なり是故ゐ
彼われわが屬を受て爾曹に示すと曰り　十六　暫せば爾曹われを見じ復た暫せば爾曹われを見るべし是われ父へ往
なり　十七　是ゐ於て弟子れ中ゐて或人たがひゐ曰けるい暫せば爾曹われを見じ復た暫せば爾曹われを見べしと
言かつ是われい父へ往なりと我儕に言しい何の事ぞや　十八　彼等また曰けるい此た暫せばと言しい何の事ぞ
や其言る所を我儕知ず　十九　イエス彼等が問んとするを知て曰けるい暫せば我を見じ復た暫せば我を見
べしと言し此事に因て爾曹たがひに詰ゐふ乎　二十　誠に實に我なんぢらに告ん爾曹い哭き哀み世い喜ぶべし
爾曹憂るならん然ど其憂い變て喜びとなるべし　二一　婦子を產んとする時い憂ふ其期いたるに因てなり然ど
已に生ば前の苦をわする世に人の生たる喜樂に因てなり　二二　此の如く爾曹も今憂ふ然ど我また爾曹を見ん
其時なんぢらの心喜ぶべし其喜樂を奪ふ者あらじ　二三　其日なんぢら我に問ところ無るべし誠に實に爾曹に
告ん凡う我名に託て父に求る所のもの父これを爾曹に授たまふべし　二四　なんぢら今まで我名に託て求たる
ことなし求よ然ば受ん而して爾曹の喜び滿べし　二五　喻譬をもて此事を爾曹に語しが喻譬を用ずして爾曹に
語り父に就て明かに示す時いたらん　二六　其日なんぢら我名に託て求ん我なんぢらの爲に父に求ふと曰ず　二七
蓋父みづから爾曹を愛すれを也これ爾曹われを愛し且父より我來しことを信ずるに因　二八　われ父より出て
世ゐ臨きり復世を離て父に往ん　二九　弟子かれに曰けるい爾いま明かに言て喻譬をいはず　三十　我儕いま爾の知
ざる所なく且人の爾に問い用なきことを知ゐを因て我儕神より爾の出來しことを信ず　三一　イエス彼等に

答へるい今なんぢら信ずる乎　三二 時まさに至ん今いたりぬ爾曹散て各人ろの屬する所に往たゞ我を一人のこさん然ど我獨をるに非ず父われと偕に在なり　三三 われ此事を爾曹に語しい爾曹をして我に在て平安を得させんが爲なり爾曹世ゐ在てい患難を受ん然ど懼るゝ勿れ我すでに世に勝り

第十八章　イエス此言を語畢て天を仰ぎ曰けるい父よ時いたりぬ爾の子なんぢの榮を顯さんぢの爲ゐ爾の子の榮を顯し給へ　二 これ爾われに賜し所の者に我永生を予んがため凡の者を制る權威を我に賜たれ也　三 永生とい唯獨の眞神なる爾と其遣しゝイエスキリストを知る是なり　四 我なんぢの榮を世に顯し爾の我に委し所の行い我これを成り　五 父よ今我をして爾と偕に榮を得させ給へ即ち創世より先に爾と偕に有し所の榮を得させ給へ　六 なんぢ世より選て我に賜し人々に我なんぢの名を顯せり彼等い爾の屬にして爾これを已に我に賜ふ彼等また爾の道を守れり　七 彼等いま爾の我ゐ賜し者い皆爾より出しと知　八 蓋われ爾が我に賜し言を彼等に予たれ也なり彼等これを受また我爾より出し事を誠に知かつ爾の我を遣しゝことを信じたり　九 我かれらの爲ゐ祈る我祈るい世の爲ゐ非ず爾の我に賜し者の爲ゐる耳られ彼等い爾の屬なれ也　十 凡て我屬い爾の屬なんぢの屬い我屬なり且われ彼等に由て榮を受　十一 われ今より世ゐ在ず彼等い世にをり我い爾に就る聖父よ爾の我ゐ賜し者を爾の名ゐ在しめ之を守て我儕の如く彼等を也一に爲し給へ　十二 我かれらと偕に在し時かれらを爾の名ゐ在しめて之を守たり爾の我に賜し者を我守りしが其中一人だに亡たる者なし唯沉淪の子はろびたり是聖書ゐ應せん爲なり　十三 我いま爾に就る我世に在て此事を語れるい我喜樂を彼等ゐ充しめん爲なり　十四 われ爾の道を彼等ゐ授たり世い彼等を惡む蓋わが世の屬ゐ非ざる如く彼等も世の屬ゐ非ざれ也　十五 われ爾に彼等を世より取たまへと祈らず惟かれらを守て惡に陷らす勿れと祈る　十六 われ世の屬ゐ非ざる如く彼等も世の屬ゐ非ず　十七 爾の眞理をもて彼等を潔め給へ爾の言い眞理なり　十八 なんぢ我を世ゐ遣しゝ如く我も彼等を世ゐ遣せり　十九 我彼等の爲ゐ自已を潔むこれ眞理ゐ因て彼等の聖られん爲なり　二十 我たゞ彼等の爲ゐのみ祈らず彼等の敎ゐ因て我を信ずる者の爲ゐも祈なり　二一 此いみな一ゐならん爲なり父よ爾われゐ在われ亦なんぢゐ在かくの如く彼等も我儕ゐをりて一ゐならん爲かつ世をして爾の我を遣しゝ事を信ぜしめん爲なり　二二 爾の我ゐ賜し榮を我かれらに授たり此い我儕の一なるゞの如く彼等も互ゐ一ゐならん爲なり　二三 われ彼等ゐ在なんぢ我ゐをる蓋彼等をして一ゐ全ならしめ且世をして爾の我を遣しゝこと又なんぢ我を愛する如く彼等をも愛することを知しめんと也　二四 父よ爾の我に賜し者の我をる所ゐ我と偕ゐ在て我榮すなはち爾ゞの我ゐ賜し者を見んことを願ういい世基を置ざりし先に爾われを愛したれ也　二五 義き父よ世い爾を識ず我い爾を識かれらも爾の我を遣しゝ事を知り　二六 我なんぢの名を彼等ゐ示せり復これを示さん蓋なんぢの我を愛するの愛かれらゐ在また我かれらに在ん爲なり

第十八章　イエス此事を言て後うの弟子と偕に出てケデロンの河を渉るの處ゐある園の中に弟子と偕に入ぬ　二 イエスを賣たるユダ此處を識りイエス屢ろの弟子と偕に此に集りたれ也　三 此時ユダ一隊の兵卒と下吏ども祭司の長等ゐよびパリサイの人よりうけ炬と挑灯と兵器を携て此に來れり　四 イエス事の已に及んとするを悉く知いでゝ彼等に曰けるい誰を尋るか　五 彼等こたへけるいナザレのイエスなりイエス彼等に曰けるい我い其なりイエスを賣しゝユダ彼等と偕ゐ立り　六 イエス彼等に對て我なりと曰たまへる時かれら退きて地に仆たり　七 イエス復彼らに誰を尋る乎と問たまひしかゞ彼等ナザレのイエス也と曰

ホ 約十七〇十二
ヘ 太廿六〇五十一　可十四〇四十七　路廿二〇四十九、五十
ト 太廿〇廿二、廿六〇卅九、四十二
チ 路三〇二
リ 太廿六〇五十七
ヌ 約十八〇廿四
ル 約十一〇五十
ヲ 太廿六〇十八、可十四、五十四　路廿二〇五十四
ワ 太廿六〇六十九　可十四〇六十六　路廿二〇五十四
カ 太廿六〇五十五　路四〇十五　約〇十四、廿六〇廿八、八〇二
ヨ 耶廿〇二　徒廿三〇二
タ 太廿六〇五十七
レ 太廿六〇六十九、七十一　可十四〇五十八　路廿二〇五十八
ソ 太廿六〇七十四、七十二　路廿二〇六十　約十三〇卅八
ツ 太廿七〇二　可十五〇一　路廿三〇一　徒三〇十三
子 太廿七〇廿七

八 イエス答けるゐ我すでに爾曾に我ゐ其なりと曰り若われを尋るならば此輩を容て去しめよ　是イエス我に賜し者の中一人だゐ亡る者なしと云し言に應せん爲なり　時ゐシモンペテロ劍を佩たりしが之を拔て祭司の長の僕を擊て其右の耳を削おとせり僕の名ゐマルコスと云　イエスペテロゐ曰けるゐ劍を鞘に韜よ父の我ゐ賜し杯を我飲ざらん乎　斯て隊の兵卒および其長とユダヤ人の下吏イエスを執へ繫て　先これをアンナスの所ゐ曳往かれゐ此歳の祭司の長カヤパの外舅なるに因てなり　ユダヤ人に議て一人民の爲ゐ死るゐ益なりと言しゐ此カヤパなりき　シモンペテロと外に一人の弟子イエスに從へり此一人の弟子ゐ祭司の長の識ところの者にてイエスと偕に祭司の長の庭に入　ペテロゐ門外ゐ立り祭司の長の識ところの弟子出て門を守る婢に告てペテロをともなひ入　是に於て門を守る婢ペテロゐ曰けるゐ爾も此人の弟子れ一人ならず乎ペテロ然ずと曰　僕等と下吏たち寒に因て炭を燒うの處に立て煖まるペテロも彼等と偕に立て煖れり　祭司の長イエスゐ其弟子と其教のことを問ぬ　イエス彼ゐ答けるゐ我あらはに世に語れり我つねにユダヤ人の平生あつまる所なる會堂および殿ゐて教をなし隱ゐ語れる事なし　何ぞ我に問る乎われ如何かたりしか聽る者に問よ彼等わが言し所を知り　イエス如此いひしゐ旁ゐ立る一人の下吏掌にて彼を打いひけるゐ爾祭司の長に答るに此の如か　イエス彼ゐ答けるゐ若わゞ語しこと善らずば其善らざるを證せよ若し善ば何ぞ我を打や　偖アンナスイエスを繫て祭司の長カヤパれ所に遣れり　シモンペテロ立て煖り居しが或人々いひけるゐ爾も彼の弟子れ一人ならず乎ペテロ承ずして然ずと曰り　祭司の長の僕の中一人すなわちペテロに耳を削れし者の親族いひけるゐ我なんぢが彼と偕に園に在しを見しに非ずや　ペテロまた承はず頓て鷄なきぬ〇　人々イエスを曳てカヤパより公廳に往

ヲ 徒十〇廿八、十一〇三
ラ 太廿〇十九　約十二〇卅二、廿三
ム 太廿七〇十一
ウ 提前六〇十三　井 但二〇四十四、七〇十四　路十二〇十四　約六〇十五、八〇十五
ノ 約八〇四十七　約壹三〇
オ 太廿七〇廿四　路廿三〇四十九、十七、四〇六
ク 太廿七〇十五、八　可十五〇六　路廿三〇十七
ヤ 徒三〇十四
マ 路廿三〇十九
イ 太廿〇十九、廿七〇廿六　可十五〇十五　路十八〇卅三
ロ 約十八〇卅八、十九〇六
ハ 徒三〇十三

り時すでゐ平旦なりき彼等汚穢を受んことを恐て公廳ゐ入ず蓋踰越の節筵を食せんとすれば也　ピラト出て彼等に曰けるゐ如何なる訴をもて斯人を訟るや　人々こたへけるゐ彼もし惡を行る者に非ずば爾に解さじ　ピラト彼等ゐ曰けるゐ爾曹これを取なんぢらの律法ゐ從ひて審判せよユダヤの人々かれに曰けるゐ我儕に人を殺の權なし　是イエスの其死んとする狀を指て語れることに應へり　ピラトまた公廳ゐ入イエスを召て曰けるゐ爾ゐユダヤ人の王なるや　イエス彼ゐ答けるゐ爾この事を言るゐ自己ゐ由か我に就て人の告しに由か　ピラト答けるゐ我ゐユダヤ人ならんや爾の國の民と祭司の長と爾を我に解ヤり爾なにを爲しや　イエス答けるゐ我國ゐこの世の國に非ず若わが國この世の國ならば我僕われをユダヤ人に付さゞる爲に戰ふべし然ど我國ゐ此世の國ならざる也　ピラト彼に曰けるゐ然ば爾ゐ王なるか　イエス答けるゐ爾の言ところの如く我ゐ王なり我これが爲ゐ生れぞ爲ゐ世に臨れり蓋眞理ゐついて證を爲んため也すべて眞理に屬者ゐ我聲を聽　ピラト彼に曰けるゐ眞理ゐ如何なる者ぞ此事を言る後また出てユダヤ人ゐ曰けるゐ我ゐ斯人ゐ罪ゐあるを見ず　爰ゐ爾曹ゐ一の例あり我逾越の節ゐ一人の囚人を爾曹ゐ釋す爾曹ユダヤ人の王を釋さん事を欲ふや　衆人また喊叫いひけるゐ斯人に非ずバラバを釋せバラバい盜賊なる也

第十九章

其時ピラトイエスを取て鞭つ　兵卒ども棘ゐて冕を編かれの首ゐ冠しめ又紫の袍を衣せて曰けるゐユダヤ人の王やすかれ斯て掌ゐて之を打り　ピラトまた外ゐ出て彼等ゐ曰けるゐ我かれに就て罪あるを見ず之を知せんとて爾曹ゐ曳出せり　イエス棘の冕をかぶり紫の袍を衣て外ゐ出ピラト彼等に曰けるゐ觀よ此ゐの人なり　祭司の長等と下吏これを見て十字架ゐ釘よ十字架ゐ釘よと喊叫いふピラト

ニ 利世四〇十六
ホ 一世六〇六十五　約五〇十八、十〇世三
ヘ 撒五十三〇七　太世七〇十二、十四
ト 路世二〇五十三　約七〇世
チ 路世三〇二
リ 徒十七〇七
ヌ 太世七〇六十三
ル 創四十九〇十
チ 太世七〇廿六、廿一　可十五十五　路廿三〇廿四
ワ 太世七一世三　可十五〇廿四　路一世二十五、廿一　路廿三〇廿六、廿三
カ 民十五〇世六　來十三〇十二
ヨ 太世七〇世七　可十五〇廿七　路廿三〇廿八
タ 太世七〇世五　可十五〇廿四　路廿三〇世四

彼等ゐ曰けるゐ爾曹かれを取て十字架ゐ釘よ我かれに就て罪あるを見ざる也　ユダヤ人かれに答けるゐ我儕ゐ律法あり其律法ゐ從へば彼ゐ死べき者なり蓋かれ自己を神の子と爲むなり　ピラト此言を聞て益懼る　また公廳ゐ入てイエスゐ曰けるゐ爾何處の者ぞ　イエス答せざりき　ピラト彼ゐ曰けるゐ我ゐ答ざるか我なんぢを十字架ゐ釘る權威あり亦なんぢを釋す權威あり此事を知ざる乎　イエス答けるゐ爾上より權威を賜らずば我ゐ對て權威ある事なし是故ゐ我を爾ゐ解しゝ者の罪尤も大なり　此後ピラト彼を釋さんと謀る然ども　ユダヤ人さけび曰けるゐ若これを釋さば　カイザルゐ忠臣ならず凡て自己を王となす者ゐカイザルゐ叛く者なり　ピラト此言を聞てイエスを曳出し鋪石と云る所へブルの言ゐて譯バガバタと云ところの審判の座に自ら坐れり　其日ゐ逾越節の備日ゐて時ゐ約ゐ十二時ごろなりき　ピラト　ユダヤ人ゐ曰けるゐ爾曹の王を見よ　かれら喊叫て之を除け之を除け十字架ゐ釘よと曰　ピラト彼等ゐ曰けるゐ我なんぢらの王を十字架ゐ釘べけんや祭司の長等こたへけるゐ　カイザルの他われらに王なし　遂にピラト彼を十字架ゐ釘しめんとて彼等ゐ付せり是ゐ於て彼等イエスを取て曳往り　イエス十字架を負て髑髏と云る所へブルの言ゐて曰バゴルゴタといふ所に往り　此所にて彼を十字架に釘たり別に二人の者かれと偕に十字架に釘らる一人ゐ右一人ゐ左イエス中に居り　ピラト罪標を十字架につけ此ゐ　ユダヤ人の王なるナザレのイエスなりと書たり　許多の　ユダヤ人この罪標を讀り蓋イエスを十字架に釘し所ゐ京城に近ければ也ろの標ゐヘブルギリシヤロマの言にて書たり　ユダヤ人の祭司の長等ピラトに曰けるゐ　ユダヤ人の王と書す勿れ自ら　ユダヤ人の王なりと言しと書すべし　ピラト答けるゐ我書しゝ所すでに書たり　兵卒どもイエスを十字架ゐ釘し後ろの上衣をとり四ゐ分て各ろの一を取また裏衣を取り此裏衣ゐ縫なく

ル 詩廿二〇十八
ソ 太世七〇五十五　可十五〇四十　路廿三〇四十九
ツ 路世四〇十八
テ 約十三〇廿三、廿〇二、廿一〇七、廿、廿四
ナ 約三〇四
ラ 約一〇十一、十六〇廿二
ム 詩六十九〇廿一
ウ 太世七〇四十八
ヰ 約十七〇四
ノ 約十九〇四十二　可十五〇四十二
オ 申廿一〇廿三
ク 約愛五〇六、八
ヤ 出十二〇四十六　民九〇十二　詩廿四〇廿
マ 詩廿二〇十六、十七　亞十二〇十　撒一〇七
ケ 太世七〇五十七　可十五〇四十二　路廿三〇五十
フ 約九〇廿二、十二〇四十二
コ 約三〇一、二、七〇五十
エ 徒五〇六
テ 約十九〇廿一
ア 箴五十三〇九

上より渾く織るもの也ければ　互ゐ曰けるゐ之を裂ずして誰の屬ゐならんか鬮ゐすべし此ゐ聖書ゐ彼等たがひに我衣を分わゐ裏衣を鬮ゐすと云しゐ應せん爲なり兵卒ども已ゐ此事を行り　偖イエスの母と母の姉妹およびクロパの妻のマリア並マグダラのマリアろの十字架の旁ゐ立り　イエス母と愛する所の弟子と旁ゐ立るを見て母に曰けるゐ婦よ此なんぢの子なり　また弟子に曰けるゐ此なんぢの母なり是時ろの弟子かれを己の家ゐ携往り　斯てイエス諸の事の已に竟るを知り聖書に應せん爲に我渴といへり　此處に醋の滿たる器皿ありしかば兵卒ども海絨を醋に漬し牛膝草に束て其口に予ふ　イエス醋を受し後いひけるゐ事竟ぬ首を俯て靈を付せり○　是日ゐ節筵の備日なり此安息日ゐ大なる安息日なれば屍を十字架の上に置てとを欲ざるゐ故に　ユダヤ人ピラトに對かれらの脛を折て其屍を取除ことを求へり　是に於て兵卒等イエスと偕ゐ十字架に釘られし者の一人の脛を先にをり次に亦一人の脛を折　後にイエスに來しゐ已に死たるを見て其脛を折ざりき　一人の兵卒戈にて其脅を刺ければ直に血と水と流出たり　之を見し者證を立りの證ゐ眞なり彼また自ら言ところの眞なるを知る爾曹をして信ぜしめんが爲なり　この事成り錄して其骨の一をも摧ざるべしと有に應せん爲なり　また他の書に彼等の刺し者を彼等觀べしと云り○　是後アリマタヤのヨセフと云る者ゐて前に　ユダヤ人を懼て隱ゐイエスの弟子となれる者イエスの屍を取んとてピラトに求ピラト之を許しゝゐ因きたりて其屍を取り　また曩に夜間イエスゐ就しニコデモといふ人沒藥と蘆薈を和およろ百斤ばかり携來る　彼等イエスの屍を取て　ユダヤ人の葬の例に循ひ之を布と香ゐて裹り　さて十字架ゐ釘し其近傍に園あり園の中に未だ人を葬りし事なき新き墓あり是日ゐ　ユダヤ人の節筵の備日なり又墓近かりければ其處ゐイエスを置り